

福井市地域農業みらい応援事業(市単)

【目的】 スマート農業機械の導入又は農業用ドローンの操縦に必要な認定講習等の受講に対する支援

【対象者】 地域計画のうち目標地区に位置付けられた者

【対象品目】 稲、麦(大麦、はだか麦及び小麦)、豆類(大豆、雑豆、落花生)、そば、子実用とうもろこし

【事業内容等】 ※一部抜粋

- (1) 導入等する機械等の事業費が、整備内容ごとに50万円以上であること(中古機械等は、事業費が50万円以上)。
- (2) 機械等は、法定耐用年数がおおむね5年以上20年以下のものであること。
- (3) 農業経営の用途以外に使われるような汎用性の高いものや育苗、乾燥調製に関する機械等および給水栓は、交付対象外。

ア. スマート農業機械導入支援

【補助対象】	自動操舵装置(機械本体への後付け)、ドローン、草刈機(自立走行式またはリモコン式に限る)、栽培管理システム等のスマート農業機械や技術の導入に係る経費。 ※トラクター、田植え機、コンバイン及び乗用管理機は対象外。
【要件】	(1) 令和8年度の経営面積が20ha以下であること。 (2) 同一機械については、ふくいスマート農業加速化事業(県単)との同時申請は不可。
【補助額上限】	100万円
【補助率】	事業費に対し、(市)1/2以内

イ. ドローン操縦者育成支援

【補助対象】	農業用ドローン運用に必要な資格取得または講習受講費用に係る経費。(例:産業用マルチローターオペレーター技能認定等)
【補助額上限】	1名当たり12万5,000円
【補助率】	事業費に対し、(市)1/2以内
【人数制限】	1経営体当たり最大2名分まで

※予算の範囲内で、市が定めるポイントが高い順から採択されます。